官庁施設の津波防災診断指針【概要】

■目的・概要

津波に対する既存官庁施設の機能の確保状況を確認することを目的に、施設管理者等が行う津波防災に係る診断について標準的な方法を定めたものです。

■主な内容

- ・地域の津波対策に関する調査について (津波の水位、海岸保全施設の整備状況、高台等の安全な避難場所の有無など)
- ・診断対象施設の整備上(ハード)の対策に関する調査について (各階床面の高さ、構造体の津波に対する性能、活動拠点室や一時的な避難場所、災害応 急対策活動に必要な設備機器等の機能確保など)
- ・診断対象施設の運用管理上(ソフト)の対策に関する調査について (津波発生時の避難計画や災害応急対策活動の実施に関する運用規則、代替拠点の確保な ど)

■主に使用する時期

・工事完成後 (既存施設の運用段階)

■適用方法

・主に施設管理者が自ら診断する際に適用します。

■適用に当たっての留意事項 [診断実施者に対する事項]

- ・本指針は、津波による浸水が想定される区域に立地する既存の官庁施設を適用対象として いますが、宿舎に用いることは想定していません。
- ・本指針は、事務庁舎における標準的な方法であるため、各官庁施設において行われる事務 及び事業の内容に応じて、適宜、必要な診断項目を追加するなどの対応が必要です。